

告 示 第 5 4 2 号

令和 6 年 4 月 2 3 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

特定空家等の所有者等に対する措置について（公示）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 2 条第 3 項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対し、必要な措置をとることを命じたので、同条第 1 3 項の規定により公示します。

記

特定空家等の所在地及び用途	吉野町 9 9 5 9 番地 3 店舗・居宅
命 令 の 理 由	柱が腐食しており、そのまま放置すれば倒壊等著しく 保安上危険となるおそれのある状態であるため
必 要 な 措 置	ア 特定空家等の全部を除却すること。 イ 対象となる特定空家等の内部又はその敷地に存する 動産等については、措置の期限までに運び出し、 適切に処分等すること。 ウ 特定空家等の除却により発生する動産等については、 措置の期限までに関係法令に従って適切に処理 すること。
履 行 期 限	令和 6 年 6 月 1 1 日（火）
命 令 の 責 任 者	鹿児島市建設局建築部建築指導課長